

復興計画（第 2 次）見直しについて

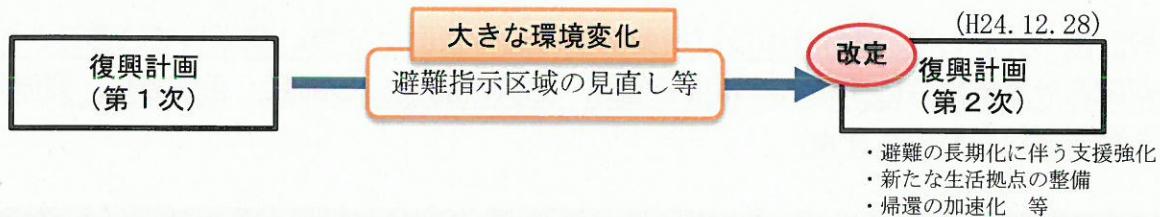
1 復興計画における見直しの考え方とこれまでの対応

(1) 見直しの考え方

「原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正するなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。」

「福島県復興計画（第 2 次）」より

(2) これまでの対応



第 2 次改定（H24.12.28）以降は、「本格改定」を要するような事象、環境変化に直面しなかったことから、毎年度実施する「進行管理」において、施策展開の微調整や主要事業の加除・修正等を行ってきた。

具体的には、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難されている方々を含む県民などで構成する第三者機関（福島県総合計画審議会）の評価を受け、必要な取組の追加や施策展開の微調整を図り、その成果を次年度の当初予算、さらには、「福島県復興計画（第 2 次）別冊」として取りまとめることで、本県の復興に向けた方向性を県民の方々に示してきた。

例) ロボット産業の視点・取組

○ さらに、再生可能エネルギーや医療機器分野に続く新たな産業分野として「ロボット産業」の集積を目指し、参入する企業の技術開発を支援していく。

2 今後の見直しに当たっての考え方

現在、国において検討を進めている「避難地域の将来像の検討」や、「イノベーション・コスト構想の具体化」、さらには「中間貯蔵施設や避難指示解除をめぐる動き」など、本県復興に大きな影響を与える事象や環境変化が見え始めてきている。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに復興した本県の姿を発信することを目指しており、復興をめぐる動向を踏まえ、現行計画における取組内容の変更、さらには新たに盛り込むべき取組内容の追加など、計画内容の見直しを図る必要がある。

このため、平成26年度の実績の把握（進行管理）や上記の事象等の方向性が示される各種報告を踏まえ、計画の見直しを行うものとする。

復興計画の見直しは、総合計画及び復興計画の進行管理と密接に関係していることから、福島県総合計画審議会に「総合計画進行管理・復興計画見直し部会」を設置し、見直しに関する審議を行うものとする。

3 見直しの内容とスケジュール

見直しについては、大きく以下の2点に分けて進めるものとする。

